

診療情報システムのセキュリティに関する注意喚起

一般社団法人日本医療情報学会
一般財団法人医療情報システム開発センター

日本年金機構の情報流出事件があり、わが国の情報システムのセキュリティに関する関心が高まっております。社会の関心が高まるだけでなく、模倣犯の増加も予想されます。このような事態に関して、一般社団法人日本医療情報学会と一般財団法人医療情報システム開発センターは、関係者に注意喚起を呼びかけることとしました。

1. 診療情報システム導入機関、提供ベンダーは今一度、導入システムのセキュリティに関して見直しをお願いします。

例えば標的型メールのような攻撃はいかに細心の注意を払っても完全には防ぎきれません。医療介護だけではなくあらゆる業務でインターネット接続は欠かせないものとなりつつありますが、リスクが存在することを明確に認識し、仮に攻撃を受けた場合でも被害を最小限に食い止める対策をあらかじめ講じておくことが重要です。具体的な対策はシステムの状態によっても異なりますので、それぞれの組織で十分検討されることを求めます。

2. 医療や介護は法令に基づいて実施され、その記録である医療介護情報は当局による監査に耐えうる必要があります。

最近、情報サービスのクラウド化が進行し、医療介護の分野でも導入が進められる傾向にあります。クラウド技術そのものは需要に応じたサービス規模を選択可能で、サービスコストの低下やサービスの堅牢性が期待され、適切に導入されることはむしろ推奨されるべきと考えます。しかしその一方で、他国の法令が優先される状況は避けなければなりません。経済産業省の「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」や総務省の「ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」では、データの保存場所はわが国の法律の及ぶ範囲にあること、と規定されています。これは必須事項ですので、遵守する必要があります。

3. モバイルデバイスの安全管理については厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の6. 9章の規定を遵守する必要があります。

地域包括ケアが進められ、在宅療養での情報共有の必要性が増す中で、スマートホンやタ

タブレットなどのモバイルデバイスの利用が増えています。また、院内での利用も増えています。利便性が高く、情報の利活用の推進の立場からは好ましい状況ですが、これらのデバイスは一定のリスクも抱えています。OSによってはアプリの独立性も確保されておらず、他のアプリの影響を排除することが難しいものもあります。医療介護情報の場合、何がその患者／利用者にとって機微であるかは一概に判断することが難しいので、十分な安全対策が必要です。上記ガイドラインを遵守することが必要です。

情報セキュリティの確保には不断の見直しが必須です。上記以外の点に関しましても、制度や指針の変更に注意し、自らの関わる情報システムの安全管理に関して常に点検を心掛け、PDCA サイクルを回していただくようお願いいたします。

2015年6月24日

一般社団法人日本医療情報学会 理事長

岡田 美保子

一般財団法人医療情報システム開発センター 理事長

山本 隆一